

市役所からの お知らせ

国民年金

国民年金保険料の免除・猶予を受けた期間は追納できます

免除・猶予を受けた期間の国民年金保険料は、10年以内であれば遡って納めること（追納）ができます。

追納額は、免除・猶予を受けた当時の保険料に、経過した期間に应じて一定の額を加算した金額になります（2年を経過していない期間については加算されません）。

追納は、免除された期間の古い順に納めることになっています。

ただし、学生納付特例制度により

猶予を受けた期間がある場合は、その期間を優先して納めます。

平成 29 年度 国民年金保険料追納額

年 度	全額免除	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
H19 年度の月分	15,040 円	11,280 円	7,520 円	3,760 円
H20 年度の月分	15,160 円	11,370 円	7,570 円	3,790 円
H21 年度の月分	15,250 円	11,430 円	7,620 円	3,810 円
H22 年度の月分	15,510 円	11,630 円	7,750 円	3,870 円
H23 年度の月分	15,290 円	11,460 円	7,650 円	3,820 円
H24 年度の月分	15,140 円	11,350 円	7,570 円	3,780 円
H25 年度の月分	15,120 円	11,340 円	7,560 円	3,780 円
H26 年度の月分	15,270 円	11,450 円	7,630 円	3,810 円

※加算額を含む。

追納を希望される方は、市民課 ☎ (275) 6241 または堺西年金事務所 ☎ (243) 7900 へお申し出ください。

住民情報

住民票・戸籍謄本等の請求時などは必ず本人確認書類のご提示を

個人情報保護と他人による不正な届出・交付請求を防止するため、住民票・戸籍謄本等を請求する場合や住所等の異動届・戸籍の届出をする場合は、法令により必ず本人確認書類の提示をお願いしています。

また、代理人が請求や届出をする場合は委任状等も必要です。

▼本人確認書類

運転免許証・パスポート・顔写真入り住基カード・マイナンバーカードなど、官公署が発行した資格証等や健康保険証、年金手帳など

問合先 市民課

☎ (275) 6212

住民票・戸籍謄本等の

不正請求抑止のため

本人通知制度をご利用ください

住民票の写し等の不正請求の抑止等を図るため、代理人や第三者からの請求によって住民票や戸籍謄（抄）本が交付された場合、事前に登録を

された方に対して交付の事実を通知する本人通知制度を行っていますので、ぜひご利用ください。

なお、登録受付より以前に交付した住民票の写し等の通知はできませんのでご了承ください。

対象 本市に住民登録または戸籍のある方

申込・問合先 本人確認書類（運転免許証、パスポート、健康保険証等）を持参し、市民課へ

※戸籍が本市にあり、市外に住民登録をされている方は、郵送でも受付可。申請書と本人確認書類のコピーを同封して市民課 ☎ (275) 6212 へ。

▼戸籍謄本等の不正請求について

戸籍法の改正により、戸籍謄本等の不正取得に関する罰則が強化されましたが、全国的には不正請求事件はなくなっています。このような事件は不当な身元調査や差別調査などにつながるおそれがあります。市では「戸籍謄本等不正入手・身元調査事件対策本部」を設置し、不正取得防止に取り組んでいます。なお、戸籍謄本等の不正取得や身元調査に心あたりがあれば、市民課 ☎ (275) 6219 または人権推進課 ☎ (275) 6279 までご相談ください。

国民健康保険

保険料の減免申請

災害や失業・休業などにより保険料の支払いが困難なとき、減免要件に該当する方は保険料が減額されますので、申請してください。なお、申請は毎年必要です。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6374

保険料の未納が続くと…

災害やその他の特別な理由もなく、平成28年度4月分以降、各月の保険料を納期限から1年経過しても納付されない場合、被保険者証を返還していただき、「資格証明書」を交付することになります。この証明書で診察を受けることはできませんが、その際の医療費は、一旦全額自己負担となり、後日、国民健康保険から一部負担金を差し引いた金額の払い戻しを受けることになります。

さらに納付が遅れ、納期限から1

年6か月を過ぎると、国民健康保険の保険給付（療養費等）が差し止めになります。納付できない特別の事情がある場合は早急にご相談ください。また、資格証明書が交付されても、滞納保険料と今後の保険料の納付義務はなくなりません。保険料は納期限内に必ず納付してください。

問合先 健幸づくり課

☎ (275) 6374

各種

皆さんの声を市政に

「市民の声」提案箱制度の運用状況

▼平成28年度の運用状況 提案箱：

13件、ホームページ：20件

いただいた提案等の概要・一部の内容は、市役所2階行政資料コーナーと市ホームページでご覧いただけます。いただいた提案等は今後の市政運営の参考とさせていただきます。

問合先 秘書課

☎ (275) 6082

小学校入学予定児の就学相談

来年度、小学校入学にあたり、配慮を必要とする幼児の就学相談を随時（土・日曜日、祝日を除く）行います。

対象 平成30年度小学校入学予定児
申込・問合先 学校教育課

☎ (275) 6434

教科書展示会の開催

平成30年度に使用する小・中学校教科書の見本をどなたでもご覧いただくことができます。平成30年度から新たに特別の教科となる道徳の小学校教科書の見本も併せて展示します。なお、道徳の教科書採択は8月頃を予定しています。

日時 6月12日～7月20日の午前10時～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

場所・問合先 教育研究センター

☎ (262) 7005

高石市議会 3 役決まる

5月22日から開催された平成29年第1回高石市議会臨時会において、議長に畑中政昭氏、副議長に明石宏隆氏、監査委員に佐藤一夫氏が選出されました。

議長

畑中 政昭
(高志会)

平成19年に初当選し、現在3期目。この間、副議長や監査委員などを歴任されています。

副議長

明石 宏隆
(日本共産党)

平成23年に初当選し、現在2期目。この間、総務文教委員会副委員長や決算委員会副委員長などを歴任されています。

監査委員

佐藤 一夫
(公明党)

平成19年に初当選し、現在3期目。この間、議長や副議長などを歴任されています。

まっぼっくり

「過労死ゼロ」の社会を目指して

厚生労働省と文部科学省の共同調査による、2月1日現在の平成29年3月大学卒業予定者の就職内定率は90.6%と前年同期比で28ポイント上昇し、調査開始以降同時期で過去最高になったと公表されました。新規学卒就職者は未知の職場への期待と不安を持っています。円滑に職場適応が図れるよう事業主の配慮も必要ですが、働く場においては、「働く人」「雇う人」それぞれに権利や義務があることから、様々な労働問題や労働条件等についての、知識と理解を深めることも重要です。

ここからは近年労働条件等に関し、大きな社会問題になっている過労死等についてふれていきます。仕事による過労から命を落としたり健康を損なうことは、本人はもとより、家族や友人にとっても計り知れない苦痛であるとともに、社会にとっても大きな損失です。こうしたことから平成26年には、過労死等防止対策推進法が施行され、この中で過労死等とは、①業務における過重な負荷による脳血管疾患若しくは心臓疾患を原因とする死亡、②業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡、③これらの脳血管疾患若しくは心臓疾患若しくは精神障害のことを指すと定義されています。

また厚生労働省では、「過労死等ゼロ」緊急対策を発表し、1. 違法な長時間労働を許さない取組の強化、2. メンタルヘルス・パワハラ防止対策のための取組の強化、3. 社会全体で過労死等ゼロを目指す取組の強化を図ることになりました。

さらに、労働基準や労働安全衛生に関する法令の遵守と、事業主や労働者に次のような取り組みを呼びかけています。

- ▼長時間労働の削減 事業主は時間外・休日労働協定の内容を労働者に周知し、過労死時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めましょう。
- ▼過重労働による健康障害の防止 事業者は労働者の健康づくりに向け積極的に支援すること。労働者は自らの健康管理に努めることが必要です。
- ▼働き方の見直し 事業主はワーク・ライフ・バランスのとれた働き方ができる職場環境づくりを推進しましょう。使用者と労働者で話し合って計画的な年次有給休暇の取得などに取り組みましょう。
- ▼職場におけるメンタルヘルス対策の推進 事業者はメンタルヘルス対策を積極的に推進し、労働者はストレスチェックにより自身のストレスの状況に気づき、セルフケアに努めましょう。
- ▼職場のパワハラ防止の予防・解決 事業主はトップによるメッセージの打ち出しや職場内のルールづくりの取り組み、労働者は悩みを共有するなどしましょう。
- ▼相談体制の整備等 自身の不調に気がついたら、周囲の人や専門家に相談しましょう。

事業主は労働者が相談に行きやすい環境づくりが必要です。上司・同僚等も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことが重要です。

また、6月は就職差別撤廃月間です。就職差別解消のために期間中、就職差別100番が開設されています。詳しくは17ページをご覧ください。

人権推進課
☎(275) 6279

高石市の創業支援事業計画に基づく特定創業支援事業

創業セミナー

必見です!

7月27日・28日

日時 いずれも午後6時～8時30分

場所 高石商工会議所(3階)

募集 15人(先着順)

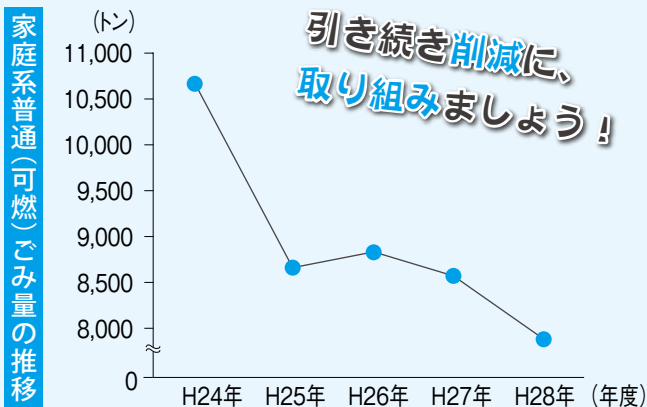
内容 27日：大阪府の施策紹介、高石商工会議所創業支援紹介、成功する経営者5つのポイント ほか

28日：融資制度の説明、逆転営業術とカンタン資金調達術、ここが肝心！起業のファーストステップ ほか

申込・問合せ 7月21日までに申込書に必要な事項を記入し経済課☎(275)6164 または高石商工会議所☎(264)1888へ

ごみの減量に 引き続きご協力を お願いします！

市では、平成 25 年 4 月から各世帯の人数に応じて一定量の無料普通ごみ処理券を配付し、それを超えてごみを出す場合にはごみ処理券を購入していただく制度を実施しました。また、昨年 4 月からは、資源ごみとして「プラスチック製容器包装」の分別収集を開始し、皆さんのご協力により平成 28 年度は約 266 トン収集することができました。引き続き、ごみの減量・再資源化にご理解・ご協力をお願いします。



余った無料普通ごみ処理券と 日用品との交換期間を延長！

期間 9月29日(金)まで

場所 生活環境課

交換品 無料普通ごみ処理券 8～14 枚…トイレ
トペーパー 1 ロール、15 枚 (1 シート)
…トイレトペーパー 2 ロール、30 枚
(2 シート) …30 リットルのごみ袋 10 枚

※お持ち帰り用の袋を持参してください。

■紙ごみの集団回収にご協力を！

普通(可燃)ごみの約4割は紙類が占めています。紙類を自治会や子ども会等の集団回収へ積極的に出すことが、ごみの減量・再資源化につながります。

※集団回収を定期的実施する自治会等の各種団体に対して、奨励金を交付する制度があります。詳しくは、生活環境課へお問い合わせください。

■水切りをして、生ごみを減量！

生ごみの80%は水分です。三角コーナー等で水を切るだけで約10%の減量が実現できます。濡れたごみを燃やすには、余分なエネルギーと費用が必要となり、地球温暖化の原因となる二酸化炭素も通常以上に排出されます。

なお、市では生ごみ処理機の購入に対する補助制度も実施していますので、ご活用ください。

■「プラスチック製容器包装」の 分類について

【プラスチック製容器包装として分別するごみ】
カップ麺・弁当などの容器、食品
トレイ、卵パック、シャンプー・
洗剤のボトル、レジ袋、ペットボ
トルのふた・ラベル、緩衝材 など



【プラスチック製容器包装ではないごみ】
ハンガー、文房具、洗面器、おもちゃ、クリー
ニングの袋、カミソリ、注射針、ライター など

上記の内容を参考に正確な分別をお願いします。

※医療用の針が付いたものなど危険な異物は絶対に入れないでください。

平成28年度 消費生活相談概要

あわてない・確認・見守りを合言葉に！

平成28年度の消費生活相談件数は633件で、前年度より約3%増加しました。内訳は苦情が523件、お問い合わせが110件です。70代以上の方の相談が200件で、全体の32%を占めました。

今月号では、特に多かった相談の実際の事例を紹介するとともに、あわてることなく落ち着いて判断するためのポイントをまとめています。心当たりがあつてお悩みの場合は、消費生活センターにご相談ください。

また身の回りにこのようなことでお悩みの方がいないか注意することで、トラブルを未然に防ぐことができます。

まずは、ご家族の皆さんに確認してみましよう。

平成28年度商品別相談件数

順位	商品・サービス	H28 (H27)	内容等特徴
1	デジタルコンテンツ	106 (85)	有料サイトの架空請求、不当請求など
2	新聞	41 (25)	訪問販売での景品つき長期契約など
3	インターネット通信	33 (31)	プロバイダーや光回線契約のトラブルなど
4	賃貸住宅関連	24 (14)	退去時の原状回復費用、敷金関連など
5	健康食品	20 (12)	お試しのつもりが定期購入だったなど
6	多重債務関連	18 (23)	過払い金返還、債務整理方法、ヤミ金など
7	移动通信	16 (21)	スマホやタブレットの契約トラブルなど
7	保険	16 (14)	生命保険や損害保険のトラブルなど
9	工事・建築・加工	15 (7)	屋根工事や外壁塗装の訪問販売など
10	旅行	10 (3)	旅行業者の倒産など

困ったときは、
消費生活センターへ
☎(267)5501

場 所 市役所本館2階
時 間 9:00~16:45
休館日 土・日曜日、祝日

※休館日は「消費者ホットライン」
☎188へお問い合わせください

SMSを利用した 架空請求相談急増

携帯電話に「有料動画の閲覧履歴がある。本日中に連絡なき場合は身辺調査及び強制執行の法的措置に移行する」…発信者DMM*などと書かれたSMS(ショートメッセージサービス)が届いたという相談が急増しました。

SMS/MMS
5月11日(木) 11:59

有料動画の未納料金が発生しています。本日中にご連絡なき場合、法的手続きに移行します。

ちょっと待って！
詐欺の手口かも！

NG

※携帯電話番号を宛先にして送受信するメッセージサービス
このSMSは大手動画配信サイトの運営等を行っている会社を騙って、不特定多数の方宛てに送信されている架空請求です。あわてて業者

へ連絡してはいけません。不安に感じた方が、SMS中に記載された連絡先に電話をかけてしまい、氏名や住所などを教えてしまったが大丈夫か？という相談や、未払料金として10万円を請求され、指示に従ってコンビニで購入したプリペイド型電子マネーの番号を伝えたのに、翌日20万円の追加請求を受けたという相談もありました。
事業者が消費者に「プリペイド型電子マネーを購入して番号を覚えてほしい」と依頼するのは、詐欺の手口です。身に覚えのない有料サイトの料金請求には絶対に応じないようにしましょう。

慌てて相手に、
連絡しないで！

NG

” 続けられますか？

長期の新聞購読契約

“

新聞購読契約に関する相談が再び増えました。訪問してきた勧誘員に勧められるまま、数年先から始まる5〜10年間の長期契約を結び、電動自転車・掃除機等の高額商品を景品として受けとったものの、途中で購読できなくなって解約を申し出たが断られたというケースが多数を占めました。契約期間の定めのある契約は、消費者の都合で一方的に解約できないのが原則です。違約金や景品代金として数万円を請求されることもあります。転居・入院等予定外の事情で購読できなくなる可能性もあるので、先の見通せる期間で契約しましょう。また、高額な景品はトラブルの元になりやすいため、受け取らないようにしましょう。

契約する前に慎重に検討し、必要なければきっぱりと断ることが大切です。訪問されて契約した場合は、書面を受け取った日から8日間はクーリングオフができます。

” 「お試し」のつもりが

定期購入に！

“

「ダイエットに効果あり」「有名女優も使用」とうたうインターネット広告を見て、初回お試し価格500円で健康食品を購入したところ、実際は定期購入契約だったという相談が多数寄せられました。

解約を申し出ようとしても、「事業者」に電話がつかない」「解約を拒否された」「500円だから試そうと思ったのに通常価格を請求された」といった相談が目立ちました。「お試し」という記載が1回きりと思われ、定期購入である旨や解約ができない旨の表示が分かりにくいという問題がありました。現在は表示が改善されつつあります。契約内容や解約条件についての表示があれば、その表示内容に従うことになるので、購入や返品条件をしっかりと確認しましょう。

スマートフォンからの注文は画面が小さく表示に気づきにくいので特に注意が必要です。

格安スマホ 契約前にサービス内容を 確認しましょう



格安スマホをインターネットから契約したが、使い方や不明な点を問い合わせたくても、**実際の店舗がなく**、サポートの**電話窓口しかない**が、何度かけても**話し中でつながらない**。家族や周りの人に聞きながら使ってきたが、事業者にしかならないこともあると思う。**何とかしてほしい**。(60歳代 男性)



いわゆる「格安スマホ」を契約して使ってみたところ、今までの携帯電話と同じ内容のサービスが受けられなかったという相談が寄せられています。格安スマホ会社の中には実際の店舗がなく、故障時の対応や問い合わせ窓口が電話やホームページ等に限られている場合があります。契約前に、サポート体制等のサービス内容についてよく確認しましょう。格安スマホは、独自のメールアドレスの提供がなかったり、故障時に代替機の貸し出しサービスが有料であったりするなど、今までの携帯電話会社とサービス内容が違場合があります。自分が必要とするサービスを確認し、よく検討してから契約するようにしましょう。不安に思うことやトラブルが生じた場合には、消費生活センターにご相談ください。

※国民生活センター「見守り新鮮情報 第281号」から抜粋・イラスト黒崎玄